

馬術練習場・レンタルロッカー 利用申込書

申込 待機

- お申し込みの際は「馬術練習場・レンタルロッカー利用約款」内容を十分にご理解・ご査収くださいますようお願いいたします。
- 希望者多数の場合抽選となります。

利用申込み日 年 月 日

利用期間

氏名

住所

電話番号

ロッカー番号

以下の項目について同意・遵守のうえ、レンタルロッカーの利用を申し込みます。

1. 「約款内容」を遵守します。

お客様ご署名（自署） _____

【個人情報の利用目的】

- * 取得した個人情報は当該業務の遂行に必要な範囲で利用し、それら以外の他の目的に利用することはありません。

馬術練習場 更衣室ロッカー利用約款

- 1 ロッカーには次の物品を入れる事はできない。
 - (1) 貴重品
 - (2) 危険品、ロッカーを破損する恐れがあるもの
 - (3) 不潔なもの（臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの）
 - (4) 重量過大（30Kg以上）のもの、または保管に適さないもの
万一お入れになって事故が発生しても責任は負いません。
- 2 危険品類疑い保管等がある場合は、警察または指定管理者においてロッカーの開閉および物品の点検または取り出すことがある。
- 3 月極ロッカーの利用者が使用料金を期日までに納付しない場合、利用者が物品の所有権を放棄したものとみなし、指定管理者は勧告の上その物品を適切処分する。
- 4 ロッカーは利用者自ら開扉施錠を行い、鍵は利用者自らの責任で保管する。開扉は利用者が保管している鍵で利用者自ら開錠する。
- 5 利用者が鍵を紛失した場合、紛失代金として、2000円徴収する。
- 6 鍵の紛失盗用によって、利用者が受けた損害については、指定管理者はその責に任じない。
- 7 ロッカーの使用によって当指定管理者または第三者が損害を受けたときは利用者がその賠償の責を負うものとする。天災地変、その他当指定管理者の責に帰さない事由によってロッカー内の物品が減少、変質または破損した場合、指定管理者はその責に任じない。
- 8 ロッカー内の荷物に関しては、各自の責任とする。紛失その他ロッカー内の荷物にして指定管理者はその責を負わない。